社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン改訂について（概要）

国土交通省

【別添】周知・指導、協力依頼資料１

○ 建設業における社会保険の加入について、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行

○ 令和元年の建設業法等の一部改正等を踏まえ、**ガイドラインを改訂（令和2年10月1日より施行）**

改訂の主な内容

○社会保険加入確認のCCUS活用原則化

- 各作業員の社会保険の加入状況の確認を行う際にはCCUSの登録情報を活用し、閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を原則化
- CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
- 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入
- CCUSを使用しない場合、建設企業及び各作業員について社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させること

○例外的に現場入場を認める「特段の理由」を明記

- 特段の理由により未加入作業員の現場入場を認める場合は以下に限定
  - 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
  - 社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

○一人親方について

- 生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、下請企業の役割と責任として、請負関係にある一人親方について、実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させることを明確に規定
- 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員については
  - 実態が請負であれば、下請企業と一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書を元請企業に提出
  - 元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すべきものであることを明確化

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（概要）

国土交通省

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、**建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきもの**として策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し（課長通知）、同年11月1日に施行（令和2年10月1日最終改訂）

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認 し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に未加入の作業員について、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、適切な施工体制台帳・施行体系図を作成すべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主（一人親方）として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ
- 老後の生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、請負関係にある一人親方について実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させること

○元請企業が行う指導等への協力

- 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

第１　趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

国土交通省においては、これまで行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（平成２４年５月設置・平成２９年５月改組）等において、関係者が一体となって社会保険の加入対策を進めてきたところである。具体的には、平成２４年度から、建設業許可・更新時等における確認・指導や未加入企業に対する経営事項審査における減点幅拡大、国土交通省直轄工事における下請企業も含めた未加入企業の排除、法定福利費を内訳明示した見積書・請負代金内訳書の活用等の取組を進めてきたところである。また、平成２９年度以降については、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを求めるなど、対策の履行強化を図ってきたところである。

この結果、企業別、労働者別の社会保険の加入率については他産業と遜色がない水準まで上昇しているほか、法定福利費の受取状況についても改善傾向が認められるなど、一定の効果を上げている。

さらに、令和元年度の建設業法等の一部改正において建設業許可基準の見直しが行われ、令和２年１０月から、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされるなど、企業単位での社会保険の加入確認の厳格化が講じられたところである。

また、同改正により、施工体制台帳に社会保険の加入状況等を記載することが必要となり、実質的に作業員名簿の作成が義務化されたことから、技能者単位における社会保険の加入確認の厳格化についても措置を講ずることが求められる。これについては、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成３０年６月２２日）において、「作業員名簿の添付を制度化する場合には、建設キャリアアップシステムを活用した書類作成の効率化など、建設企業の負担軽減にもあわせて取り組むべき」とされたことも踏まえ、企業にとって効率的に加入確認が行えるよう、建設キャリアアップシステムの活用を図るなど、技能者の現場単位での社会保険の加入徹底に向けた取組を推進することとする。建設キャリアアップシステムの活用を図るには、技能者の能力と就業履歴が蓄積できるキャリアアップカードの登録を推奨することや、建設現場にカードリーダーを積極的に設置することなどの取組が期待される。

上記取組の方向性を踏まえ、本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にしたものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

第２　元請企業の役割と責任

（１）総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第８条第２項）。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

（２）協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会社や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（以下「協力会社」という。）に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを具体的に予定しつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

ア　協力会社の社会保険加入状況について定期に把握を行うこと。

イ　協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

ウ　適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指

導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で４人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には５人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。

エ　社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導すること。

（３）下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。そのため、登録時に社会保険の加入証明書類の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムに登録している建設企業を選定することを推奨する。

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるほか、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D）厚生年金については、日本年金機構の厚生年金・健康保険適用事業所検索システム（https://www.nenkin.go.jp/do/search_section/）において適用状況を確認するなど、真正性の確保に向けた措置を講ずること。

ついては、下請企業には、適切な保険に加入している建設企業を選定すべきであり、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いを徹底すべきである。

（４）再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付け又は写しの提出が義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人に対して下請負人から再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「規則」という。）第１４条の４の規定により、再下請負通知書に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項を記載することとされていることから、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能である。（別紙１）

このため、建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すること。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、（３）の指導が行われていない場合には、

（３）と同様の指導を行うこと。
施工体制台帳については、別紙２の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

（５）作業員名簿を活用した確認・指導
令和元年度の建設業法等の一部改正により、実質的に作業員名簿の作成が義務化され、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の加入状況（以下「保険加入状況」という。）に関する事項を記載することされている。（別紙３）
この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、保険加入状況を把握することが可能である。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員（建設業に従事する者に限る。以下同じ。）について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、
・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
・個人事業所で５人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や５人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され１か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。また、法人や常時５人以上の常用労働者を雇用する個人事業所であっても、健康保険法第３条第１項８号に基づき健康保険の適用除外の承認を受け「国民健康保険組合」に加入し、厚生年金の適用を受けている者は、適切な社会保険に加入している者とする。
各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。ただし、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。
いずれにしても、元請企業においては現場管理の効率化、書類削減等の観点からも、保険加入状況の確認には積極的に建設キャリアアップシステムの活用を図るべきである。
上記の方法により保険加入状況が確認できない場合は、当該作業員は適切な保険に加入していることを確認できないと判断されることから、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきである。なお、ここでいう「特段の理由」とは、
・例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合

・当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

のような場合をいい、特段の理由により未加入の作業員の現場入場を認める場合については、災害時等の緊急対応時の工事であり円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、上記のような場合に限定するべきである。

また、仮に特段の理由により現場入場を認めた場合であっても、元請企業は作業員名簿を作成した下請企業に対し、当該作業員を適切な保険に加入させるよう引き続き指導するとともに、必要に応じて当該加入指導の記録を保存し、再三の指導に応じない場合には下請企業に対し、当該作業員について現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

なお、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請企業と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員については、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すべきである。

作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報に該当することから、適切に取り扱うことが必要である。

（６）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第１４条の２から第１４条の７までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成７年６月２０日建設省経建発第１４７号）参照）。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべきである。

（７）建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を継続して行うべきである。

ア　建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

イ　（２）に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

（８）法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」

に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第２０条第１項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第１９条の３の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

第３　下請企業の役割と責任

（１）総論

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは雇用主である。そのため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らがその責任を果たすことが必要不可欠である。

（２）雇用する労働者の適切な社会保険への加入

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）等の労働関係

法令に抵触するおそれがある。労働者であるかどうかは、

・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無（仕事先から意に沿わない仕事を頼まれた場合に断る自由があるかどうか）
・業務遂行上の指揮監督の有無（日々の仕事量や配分、進め方等について自らの裁量で判断しているかどうか）
・勤務時間の拘束性の有無（仕事の就業時間を自ら決めているかどうか）
・本人の代替性の有無（仕事の都合が悪くなった場合に自分の判断で代わりの者を探すかどうか）
・報酬の労務対償性（報酬が工事の出来高見合いかどうか）

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

特に、請負関係にある一人親方は、厚生年金と比べて国民年金の受給額が少なくなる可能性が高いほか、病気や仕事が無くなったとき、失業給付や雇用調整助成金等の対象から外れ、生活資金に影響があるなど生活保障の観点に加え、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備という観点からも、実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させること。

その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすること。

（３）元請企業が行う指導等への協力

元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わるすべての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担することや、再下請企業が雇用する各作業員の保険加入状況を確認し、自社の雇用者も含めてその真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること、それらの状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

また、元請企業が、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について現場入場を認めない取扱いをする場合には、下請企業においてもこの措置に協力し、適切な保険に加入していることを確認できない作業員を現場に入場させないようにすること。

規則第１４条の４の規定の再下請通知書については、別紙１の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的（保険加入状況を元請企業に確認させること）を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。

（４）雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

建設労働者の社会保険への加入促進を図るためには、建設労働者を直接雇用する下請企業が法定福利費を適切に確保する必要がある。また、建設業者は、建設業法第２０条第１項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保すること。

（５）再下請負に係る適正な法定福利費の確保

下請企業が請け負った建設工事を他の建設業を営むものに再下請負させた場合には、当該下請企業（以下この節では「元請負人」という。）は、第２（８）と同様に、再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要があり、標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう再下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して再下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、再下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積るとともに提出する見積書に明示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。その際、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

再下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第１９条の３の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

第４　施行期日等

本ガイドラインは、平成２４年１１月１日から施行する。（平成２７年４月１日、平成２８年７月２８日、令和２年１０月１日一部改訂）

このガイドラインは、今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

別紙１　再下請負通知書の作成例

年　　月　　日

再下請負通知書

直近上位
注文者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告下請負業者】

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元請名称	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	注文者との契約日	年　　月　　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無1	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称2	健康保険3	厚生年金保険4	雇用保険5

監督員名		安全衛生責任者名	

1．各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。

2．請負契約に係る営業所の名称を記載。

3．事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

4．事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

5．労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※２～５については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会　社　名		代 表 者 名	
住　　所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及　　び 工 事 内 容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契　約　日	年　　月　　日

建 設 業 の 許　　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　　無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　　無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　　無

1．各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。

2．請負契約に係る営業所の名称を記載。

3．事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

4．事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

5．労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

別紙２　施工体制台帳の作成例

年　　月　　日

施工体制台帳

［会社名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無1	健康保険 加入　未加入 適用除外		厚生年金保険 加入　未加入 適用除外		雇用保険 加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称2	健康保険3	厚生年金保険4	雇用保険5
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

１．各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。

２．元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。

３．事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

４．事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

５．労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※２～５については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

《下請負人に関する事項》

会　社　名		代 表 者 名	
住　　所			
工 事 名 称 及　　び 工 事 内 容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契　約　日	年　　月　　日

建 設 業 の 許　　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　　無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　　無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　　無

1　各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。

2　請負契約に係る営業所の名称について記載。

3　事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

4　事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

5　労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

別紙３　作業員名簿の例

元請確認欄	

○社会保険関係について別葉とする例

提出日　　年　　月　　日

作　業　員　名　簿
（　年 月 日 作 成 ）

事業所の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿　一次会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　（　）次会社名＿＿＿＿＿＿＿＿
所長名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　[退職金共済制度加入について　建退共・中退共・その他・無]　[退職金共済制度加入について　建退共・中退共・その他・無]

番号	ふりがな 氏　名 技能者 ID	社会保険		
		健康保険[1]	年金保険[2]	雇用保険[3]

1　上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
2　上段に年金保険の名称を記載（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）。
3　下段に被保険者番号の下４けたを記載。日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

元請確認欄	

提出日　　年　　月　　日

作　業　員　名　簿
（　年 月 日 作 成 ）

事業所の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿　一次会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　（　）次会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
所長名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　[退職金共済制度加入について　建退共・中退共・その他・無]　[退職金共済制度加入について　建退共・中退共・その他・無]

番号	ふりがな 氏名 技能者 ID	職種	最近の健康診断日 血圧	血液型	特殊健康診断日 種　類	健康保険[1] 年金保険[2] 雇用保険[3]	教育・ 雇入・職長等 別教育	退職金共済手帳所有の有無
			年　月　日		年　月　日			建・中 他・無
			年　月　日		年　月　日			建・中 他・無
			年　月　日		年　月　日			建・中 他・無

1　左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
2　左欄に年金保険の名称を記載（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）。
3　右欄に被保険者番号の下４けたを記載。日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和2年3月23日決定

【別添】周知・指導、協力依頼資料２

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和５年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた３つの具体策と道筋

Ⅰ　建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

・令和２年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ

・令和３年度から、**CCUS活用本格実施**
＞公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
＞民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**

・令和５年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**

・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

Ⅱ　社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

・令和２年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

Ⅲ 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
＞**CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
＞**CCUS活用推奨**モデル工事（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行

・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討

・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請**等のフォローアップ

・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む

・令和３年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Ⅰと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

○専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底

○CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

○CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止**策
○**発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
○CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
○CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用**促進
○令和4～5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、**国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ**

赤羽国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（R2.11.30）

国土交通省

【別添】周知・指導、協力依頼資料3

意見交換会の概要

日　　時：令和２年11月30日 17:00～18:00
出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会
開催趣旨：防災・減災、国土強靭化の取組の推進や建設キャリアアップシステムの更なる普及・定着に向けた今後の取組について意見交換

赤羽国土交通大臣からの要請等の内容

□価格・工期のダンピング

- **民間工事を含め、価格・工期のダンピングは厳に慎んでいただきたい**。

□不正受検対策

- **実務経験の厳格な確認**について会員企業への注意喚起など**協力をお願いしたい**。

□防災・減災、国土強靭化

- 必要・十分な予算の確保に努め、**「防災・減災が主流となる安全・安心な社会の実現に全力で取り組む**。
- 建設業界の実態として、**施工余力に問題がないことを確認したい**。

□建設キャリアアップシステム（CCUS）について

- 官民施策パッケージに基づき、以下を実施予定。
  - 本年12月にCCUSを活用した建退共の電子的な積立てを試行し、令和３年度には建退共についてCCUS活用の本格実施
  - 技能者レベルに応じた賃金支払いの実現に向けた仕組みの検討
  - 市町村を含む地方公共団体発注工事のCCUS活用の働きかけ強化
- 官民施策パッケージを深化させるため、以下を事務方に指示。
  - **令和３年度に国直轄等でCCUS活用工事の対象拡大**
  - **公共事業労務費調査においてCCUS登録者の賃金実態の調査分析**
- **「業界共通の制度インフラ」として育て、定着させるため、現場での加入促進や技能者が確実に就業履歴を蓄積できる取組を徹底していただきたい**。

建設業４団体の取組等

□日本建設業連合会

- 受注工事高は横ばいの中、完成工事高は大幅に向上しており、**施工余力は十分**。「３カ年緊急対策」の内容の拡充、中長期の視点に立ち、必要十分な予算確保をお願いしたい。
- **会員協力会、一次下請けのCCUS加入はほぼ達成。二次下請け以下の加入促進を進めている**。将来的なCCUS義務化の方向性の提示、全関係団体に対する具体的な要請・指導をしていただきたい。

□全国建設業協会

- 手持ち工事高は近年安定。**地域建設業の施工余力は十分**。「３カ年緊急対策」の内容の拡充、必要十分な予算確保をお願いしたい。
- **CCUSモデル工事を33現場で実施**。カードレベルに応じた設計労務単価の導入、建退共の退職金の割増し等をお願いしたい。

□全国中小建設業協会

- 全国の中小建設業社の実態として人手不足などの**施工能力に問題はない**。インフラ老朽化対策など「３カ年緊急対策」の延長・拡充をお願いしたい。
- **CCUSモデル現場ちゃれんじ工事を11現場で実施**。義務化モデル工事を地方公共団体発注工事に拡大してほしい。

□建設産業専門団体連合会

- コロナ禍において、価格・工期のダンピング対策をお願いしたい。
- **本年度中の全会員のCCUSのID取得を目標（現在半数弱）**公共工事でのリーダーの設置義務化等の検討をお願いしたい。

CCUSの普及・定着に向けて、官民をあげて取り組んでいくことを確認。今後定期的なフォローアップを実施。

【別添】周知・指導、協力依頼資料4

建設キャリアアップシステム

公共工事におけるインセンティブ措置について

国土交通省　不動産・建設経済局
建設業課　入札制度企画指導室

公共工事におけるCCUS活用促進に係るインセンティブ措置の要請

○ 令和元年10月、入札契約適正化指針（閣議決定）において、公共発注者はCCUS活用推進に努めるべき旨が明記されました。
これを受けて、総務大臣と連名で、都道府県等に対して取組を要請しています。

※令和2年4月、直轄工事での工事成績評定への加点や先行する県の取組等を参考に、公共工事における活用促進に努めること等を要請しています。

○ CCUSは、システムに登録された技能労働者一人一人が日々のカードタッチによって就業履歴等を蓄積し、技能経験の評価と処遇改善につなげるものですが、そのためには、元請事業者による個々の工事現場でのカードリーダー設置や、技能労働者による日々のカードタッチが進展する必要があります。

○ 業界共通の制度インフラとしての機運醸成が図られ、CCUSが普及浸透し、担い手確保を通じた公共工事の適正な施工の確保が図られるよう、カードリーダー設置、カードタッチ促進の観点から、公共発注者において、インセンティブ措置の導入進展が必要です。

※カードリーダー設置、カードタッチに有効なインセンティブ措置であるCCUS活用モデル工事の導入に当たっては、別添の実施要領のひな形も適宜参考にしてください。

【建設キャリアアップシステム】 公共工事において推奨されるインセンティブ

○令和2年4月、都道府県や市町村に対して、直轄工事におけるモデル工事や先行する県による総合評価等の加点措置等について積極的な検討と取組を要請　※『建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について』（令和2年4月1日国土入企第2号）

CCUSの目的とインセンティブの必要性

○ システムに登録した技能労働者一人ひとりが日々のカードタッチによって就業履歴等を蓄積し、技能経験の評価と処遇改善につなげることが目的

○ このため、（事業者登録をした）元請事業者による個々の工事現場でのカードリーダー設置や、技能労働者による日々のカードタッチに対して、発注者がインセンティブを付与し、取組を促進することが必要

インセンティブの例

CCUS推奨モデル工事等の実施

（元請によるカードリーダー設置等に加え、）技能労働者のCCUS登録率やカードタッチ率に一定の目標を設定し、目標を達成した場合に元請に対する工事成績評定で加点を行う

⇒ **下請の登録や技能者のカードタッチを促進**

国交省直轄工事におけるモデル工事

○ 一般土木工事（WTO対象）を対象に義務化モデル工事と推奨モデル工事を実施　※地元建設業界の要望があればCランク工事でも推奨工事を実施
※義務化工事ではリーダー設置費用、カードタッチ費用は精算変更時に発注者が負担

○ 営繕工事を対象に、推奨モデル工事を受注者希望方式で実施

宮崎県におけるモデル工事の実施

○ 令和2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施
※義務化工事ではリーダー設置費用、カードタッチ費用は精算変更時に発注者が負担

カードリーダー設置に対する総合評価での加点

元請による事業者登録と建設現場でのカードリーダー設置に対して、総合評価方式の対象となる工事について一定の加点を行う

⇒ **元請によるカードリーダー設置を促進**

長野県における総合評価の加点措置

○ 建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴の蓄積等を行うことを誓約する者（元請事業者）に加点

※総合評価落札方式により発注するすべての建設工事が対象（令和2年度は予定価格8000万円以上）（加点は0.25点）

福島県における総合評価の加点措置

○ 建設キャリアアップシステムに企業（元請事業者）が登録し、現場で運用する場合に評価　※カードリーダーを設置すること

※標準型、簡易型、特別簡易型で実施し、加点は0.25点

※これらの他、競争参加資格審査での加点により元請の事業者登録を促す取組や、下請の事業者登録を促す観点からこれらを総合評価で加点する取組も効果が期待

発注者によるインセンティブによってCCUSの現場利用に期待される効果

元請事業者	下請事業者
CCUSの事業者登録、管理体制の設定 組織情報の登録や管理者の設定	CCUSの事業者登録、 所属技能者のCCUS登録を促す
CCUS加入状況の確認（契約締結時に対応） 元請は下請及び技能者にCCUS登録者があることを確認し、現場登録とカードリーダーの設置等を行う	
現場・契約情報の登録 現場名、工事内容等の登録	
現場の準備 カードリーダーの設置　等	
施工体制の登録 1次下請を登録し下位の施工体制登録を呼びかけ	施工体制への下請の登録 直上の下請又は元請に接続して施工体制登録
	技能者の登録 作業員名簿の登録 （技能者の現場での立場や作業内容等）
	就業履歴の登録 技能者が現場でカードタッチ 下請事業者の就業履歴の登録
元請事業者に対してカードタッチの利用料金請求	

総合評価による加点

元請によるカードリーダー設置に対して総合評価で加点

効果

効果

効果

効果

効果

効果

効果

元請によるカードリーダー設置を促し、技能者がカードタッチできる現場環境の整備促進に資する

※ 中間の下請が施工体制登録しなくとも、技能者を雇用する事業者を元請が直接下位事業者として施工体制登録を行うことが可能【運用改善予定】

※能力評価のためには、元請・現場・職種・立場に紐づいた就業実績があれば足りる

※就労翌月末までであれば事後的に就業履歴（カードタッチ）を補正することが可能（ただし、元請の承認が必要）

モデル工事の実施

元請によるカードリーダー設置に加え、現場利用に係る目標設定を通じて、技能者の登録やカードタッチを促す効果が期待

- 登録事業者率
- 登録技能者率
- 就業履歴蓄積率

【建設キャリアアップシステム】 義務化・推奨モデル工事の推奨事例（宮崎県の例）

宮崎県におけるCCUS義務化モデル工事の概要

（対　象　工　事） 宮崎県が発注するWTO対象工事などの大規模な建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象

（試　行　内　容） 発注者は、指標ごとの最低基準と目標基準を指定し、達成状況に応じて工事成績評定点に加点又は減点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

（確　認　方　法） 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

（評定への反映） 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、１点加点。受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに1点加点。一方、いずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は1点減点する

（仕様書の明示） 義務化モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

（費　用　負　担） カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

宮崎県におけるCCUS推奨モデル工事の概要

（対　象　工　事） 宮崎県が発注する建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象

（試　行　内　容） 受注者が工事着手前に発注者に対して希望した場合、発注者は指標ごとの最低基準と目標基準を設定。
当該基準の達成状況に応じて、工事成績評定点について加点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

（確　認　方　法） 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

（評定への反映） 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、１点加点
さらに、受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに1点加点

（仕様書の明示） 推奨モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

【建設キャリアアップシステム】 総合評価による加点の推奨事例（長野県・福島県の例）

長野県による総合評価の加点例

令和2年4月の公告案件から適用

○ 加点内容

総合評価落札方式の「建設マネジメント」の加点項目に、
「当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者」 を追加

※「建設キャリアアップシステムの活用」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう

○ 対象工事及び評価点

対象工事 ： 総合評価落札方式により発注する全ての建設工事　令和2年度は、予定価格8000万円以上の建設工事を対象とする
評 価 点 ： 0．25点

○ 効 果 ： 技能労働者の経験や技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化

福島県による総合評価の加点例

令和2年4月の公告案件から適用

○ 評価項目　企業の技術力「建設キャリアアップシステム」【工事関係】　※重要施策推進に係る評価項目として見直し

○ 加点内容　建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に評価

※「現場で運用する場合」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積することを想定

○ 対象工事及び評価点　標準型、簡易型、特別簡易型について、0．25点

都道府県によるCCUSに係る企業評価の導入状況

○ 令和2年4月、都道府県等に対して、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえ取組を要請
○ 現在、44都道府県において企業評価を導入又は検討中 （ 11県が企業評価を導入、33都道府県で評価の導入を検討）
※今年度から、入契調査等において、市町村を含めた地方公共団体における導入状況をフォローアップする方針

都道府県名	評価の対象としているか	どの段階での評価か
北海道	△	□
青森県	△	
岩手県	△	□ ☆ ★
宮城県	○	★
秋田県	△	☆
山形県		
福島県	○	☆
茨城県	△	□
栃木県	○	☆
群馬県	○	□ ★
埼玉県	△	☆
千葉県		
東京都	△	□ ☆
神奈川県	△	
新潟県		
富山県	△	
石川県	△	□
福井県	△	□ ★
山梨県	○	☆
長野県	○	□ ☆
岐阜県	△	□ ☆
静岡県	○	□ ☆
愛知県	△	
三重県	△	

都道府県名	評価の対象としているか	どの段階での評価か
滋賀県	○	☆
京都府	△	
大阪府	△	
兵庫県	△	☆
奈良県	△	□ ☆
和歌山県	△	□
鳥取県	△	
島根県	△	□ ☆
岡山県	△	★
広島県	△	□ ☆ ★
山口県	△	★
徳島県	△	□
香川県	△	
愛媛県	△	
高知県	△	□ ☆
福岡県	○	□
佐賀県	△	☆ ★
長崎県	○	□ ☆
熊本県	△	
大分県	△	□ ☆
宮崎県	○	★
鹿児島県	△	
沖縄県	△	☆ ★

○ 評価する（R2年度内予定を含む）　□ 競争入札参加資格
△ 今後評価を検討　☆ 個別工事の入札案件（総合評価等）
空欄 評価予定なし　★ 国と類似のモデル工事形式

R2.11 国土交通省調べ 等

企業評価の導入状況と加点の例 (R2.11.25現在)

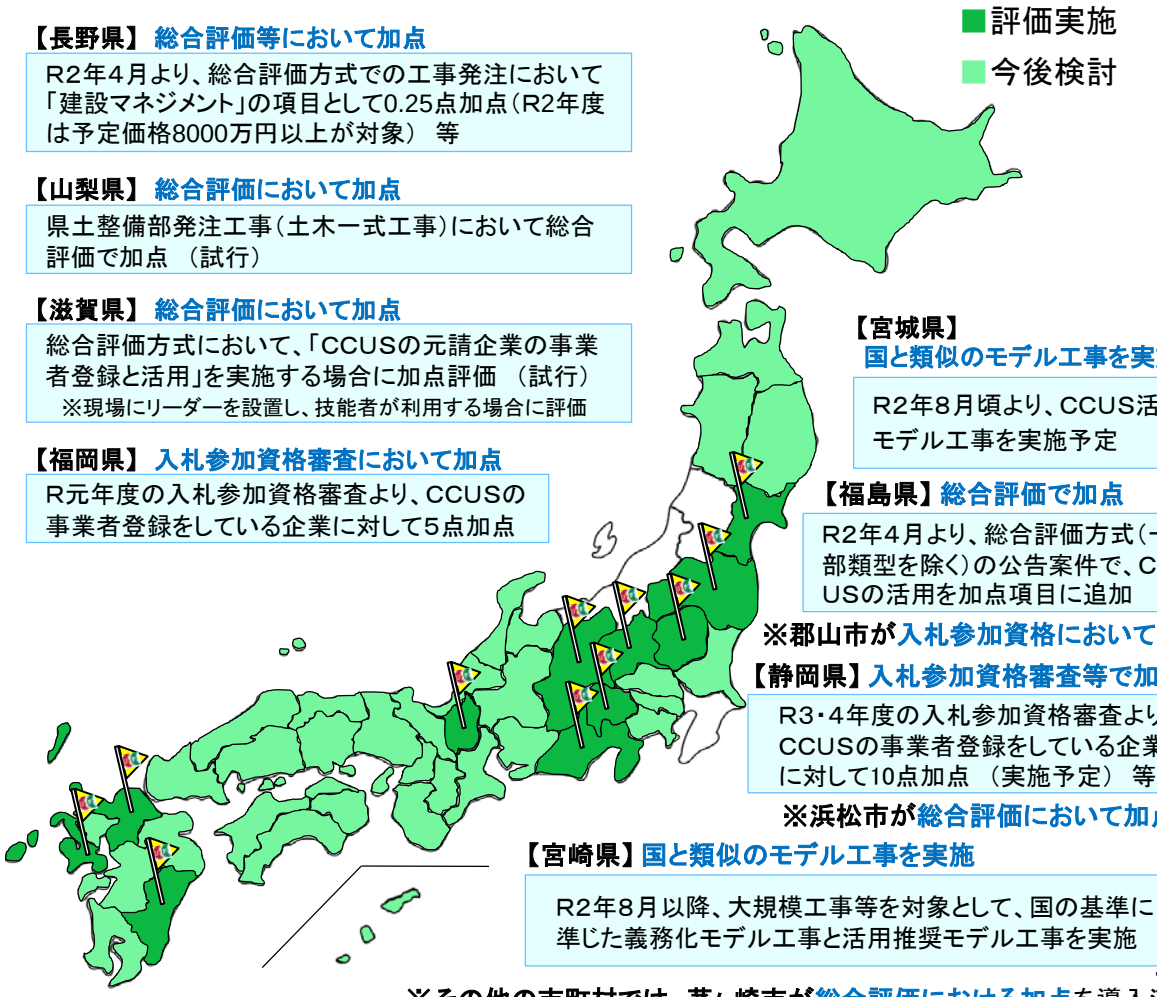

【長野県】 総合評価等において加点
R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象） 等

【山梨県】 総合評価において加点
県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点 （試行）

【滋賀県】 総合評価において加点
総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価 （試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【福岡県】 入札参加資格審査において加点
R元年度の入札参加資格審査より、CCUSの事業者登録をしている企業に対して5点加点

【宮城県】
国と類似のモデル工事を実施
R2年8月頃より、CCUS活用モデル工事を実施予定

【福島県】総合評価で加点
R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

※郡山市が入札参加資格において加点

【静岡県】入札参加資格審査等で加点
R3・4年度の入札参加資格審査より、CCUSの事業者登録をしている企業に対して10点加点 （実施予定） 等

※浜松市が総合評価において加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施
R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

※その他の市町村では、茅ヶ崎市が総合評価における加点を導入済

地方公共団体向けCCUS活用促進 相談窓口

CCUS活用促進に向けたインセンティブ措置の導入に関して、地方公共団体の職員の方を対象に、問合せ・相談に対応します。

［ 相談内容の例 ］

○ CCUSの制度の概要や活用方法など

○ インセンティブ措置の検討に当たっての関連データや技能者、事業者の登録状況の把握方法

○ 国土交通省や先行する地方公共団体における取組事例　　等

【問い合わせ先】

国土交通省　不動産・建設経済局　建設業課　入札制度企画指導室

対　応　時　間：平日10:00～17:00
電　話　番　号：03-5253-8278
メールアドレス：hqt-ccus-support@gxb.mlit.go.jp

※本相談窓口は地方公共団体の職員の方を対象としております。
事業者や技能者の方からの申請方法（審査内容含む）やCCUSの操作方法等に関するお問い合わせについては、（一財）建設業振興基金が運営しているCCUSHP（https://www.ccus.jp/）のお問い合わせフォームにて受け付けています。

参考資料

建設キャリアアップシステム（CCUS）の取組

国土交通省

○「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み

○若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

業界横断的な経験・技能の蓄積

・資格を登録
・カードをリーダーにかざし就業履歴を蓄積

CCUS

技能者情報
○経験
○知識・技能
○マネジメント能力

事業者情報
○建設業許可情報
○財務状況
○取引先
○社会保険加入状況

能力評価基準（※）に基づきレベルを判定

CCUSと連携し、所属する技能者のレベルや人数に応じて☆～☆☆☆☆により評価を見える化

専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可　有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標
		取引銀行；△△銀行○○支店
		取引先；●●建設、▼▼工務店
	社員数	○○名（直用）
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
施工能力 ☆☆☆☆	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数　○○名
		キャリアアップカードのレベル4-○名　レベル3-○名　レベル2-○名 レベル1-○名　勤員力　○○名
	施工現場	■■病院、□□ビル
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反　無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険　加入

建設技能者の能力評価

レベルに応じてカードも色分け

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
初級技能者（見習い）	中堅技能者（一人前）	職長として現場に従事できる者	高度なマネジメント能力を有する者（登録基幹技能者等）
	経験年数　○年	経験年数　□年	経験年数　★年
	○○技能講習	1級□□技能士	登録基幹技能者
		班長経験　□年	職長経験　★年

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価の実施

（例）各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安（年収）の設定額		
		レベル2	レベル3	レベル4
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	550万円	640～590万円	820～620万円
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	400万円	600万円	700万円
トンネル技能者	（一社）日本トンネル専門工事業協会	750～500万円	1100～850万円	1200万円
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会	462～344万円	673～576万円	723～620万円

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和５年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

・CCUSと建退共の連携：CCUSカードをタッチすることで、建退共掛金が充当
・社保加入確認：作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化
・公共工事等での活用：国直轄工事でのCCUS義務化・活用推奨モデル工事の実施、地方自治体発注工事でのCCUS活用の取組
・レベルに応じた賃金支払い：レベルに応じた賃金目安の設定、下請けによる職長手当等マネジメントフィーの見積への反映・元請による見積尊重
・更なる利便性向上：顔認証入退場の推進、マイナポータルとの連携

CCUS現場利用に向けた手順の概要

	元請事業者	下請事業者	技能者
事前の手続（CCUS登録）	CCUSの事業者登録、管理体制の設定 組織情報の登録や管理者の設定	CCUSの事業者登録、 所属技能者のCCUS登録を促す ※元請（又は上位下請）による代行申請も可	CCUSの技能者登録 ※所属事業者による代行申請も可
個別工事での利用に必要な手順（元請・下請の施工体制登録）	CCUS加入状況の確認（契約締結時に対応） 元請は技能者及びその雇用主である下請事業者がCCUS登録していることを確認し、現場登録とカードリーダーの設置等を行う 現場・契約情報の登録 現場名、工事内容等の登録 現場の準備 カードリーダーの設置　等 施工体制の登録 下請事業者の施工体制登録を呼びかけ	施工体制への下請の登録 直上の下請又は元請に接続して施工体制登録 ※ 中間の下請が施工体制登録しなくとも、技能者を雇用する事業者を元請が直接下位事業者として施工体制登録を行うことが可能 【運用改善予定（令和2年度内目途）】 技能者の登録 作業員名簿の登録 （現場での技能者の立場や作業内容等）	※技能者自身の技能者登録のほか、 ①雇用主の事業者登録がなされ、 ②元請等による施工体制登録・技能者登録が満たされている場合に、 就業履歴の登録ができることに留意
現場での就業履歴の蓄積	※CCUSによる技能者の能力評価は、元請・現場・職種・立場に紐づいた就業実績があれば可能	※就労翌月末までであれば事後的に就業履歴（カードタッチ）を補正することが可能（ただし、元請の承認が必要）	カードタッチ等による就業履歴の登録 技能者が現場でカードタッチ等 下請事業者の就業履歴の登録 ピッ！
利用料金	元請事業者に対してカードタッチの利用料金請求 ※既存民間システムとCCUSの自動連携（API連携）が元請により措置されている現場では、技能者は既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能（この場合、カードリーダーの設置は不要）		能力評価 カードタッチ等により蓄積された経験等に応じて能力評価

CCUS義務化モデル工事（試行）について

1. 概要

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を成果として特記仕様書及び入札説明書に明記（契約事項）するとともに、その達成状況に応じて工事成績評定において加点／減点するモデル工事を試行。

2. 対象工事 ： 一般土木工事（WTO対象工事）を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

3. 試行内容

（1）特記仕様書に条件明示

① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）50%を達成するよう努めること
※上記①～③の達成状況により、工事成績評定で加点／減点

（2）施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- 事業者登録率 ／ 技能者登録率 ／ 就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

（3）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により工事成績評定で加点／減点
※目標達成：１点加点（平均技能者登録率９０%以上の場合は２点加点）
※目標を著しく下回った場合（平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満）：１点減点

（4）積算

カードリーダー設置費用、現場利用料（カードタッチ費用）について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事（WTO対象工事）を対象に、受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事（試行）を、各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施（活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評定の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、公表することを求める。）

CCUS活用推奨モデル営繕工事（試行）（令和2年度）について

1．概要

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用目標を定め、その達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事を受注者希望方式で試行。

2．対象工事

営繕工事を対象とする。令和2年度は、発注予定を踏まえつつ、全国で10件程度実施。

3．試行内容

（1）現場説明書等に条件明示

・受注者は工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を協議
・受注者が取組を希望する場合、下記①～③の達成状況により、工事成績評定で加点
① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
② 工事期間中の平均事業者登録率70%、平均技能者登録率50%を達成すること
③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）30%を達成すること

（2）施工段階

現場説明書等に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

・事業者登録率／技能者登録率／就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

（3）工事成績評定（工事完成検査／成績評定時）

現場説明書等に記載された①～③の達成状況により工事成績評定で加点
※目標達成：1点加点（平均技能者登録率70%以上の場合は2点加点）
（目標未達成の場合は、未達成の項目、要因及び改善策を発注者に報告することを求める）

元請による現場準備（カードリーダーの設置等）

○現場に設置する機器類（パソコンやカードリーダ等）やインターネット環境は元請事業者が準備
○就業履歴を蓄積するための就業履歴登録アプリ（建レコ）を事前にインストールする　※アプリ「建レコ」は、ホームページから無料でダウンロード可能

※インターネット環境が用意できない現場では、就業履歴を事後に直接システムへ登録することも可能（ただし、事後の登録の際に元請事業者の承認が必要）

※このほか、既存民間システムとCCUSの連携により、既存民間システムのカードリーダー等で蓄積される就業履歴情報をCCUSに自動蓄積することも可能
（この場合は既存民間システムのカードリーダー等の機器をそのまま使用できるため、新たな設備投資は不要）

現場設置イメージ

現場内での周知啓蒙用ポスターはホームページの『現場運用マニュアル』のページからダウンロード

Windowsパソコンとカードリーダを設置した例

iPadとカードリーダをブルートゥース接続し、設置した

iPhoneとカードリーダをブルートゥース接続し、設置した例

【用意する機器・環境について】
技能者の就業履歴を蓄積するためには、以下の①②③の機器・環境と、就業履歴登録アプリ「建レコ」が必要

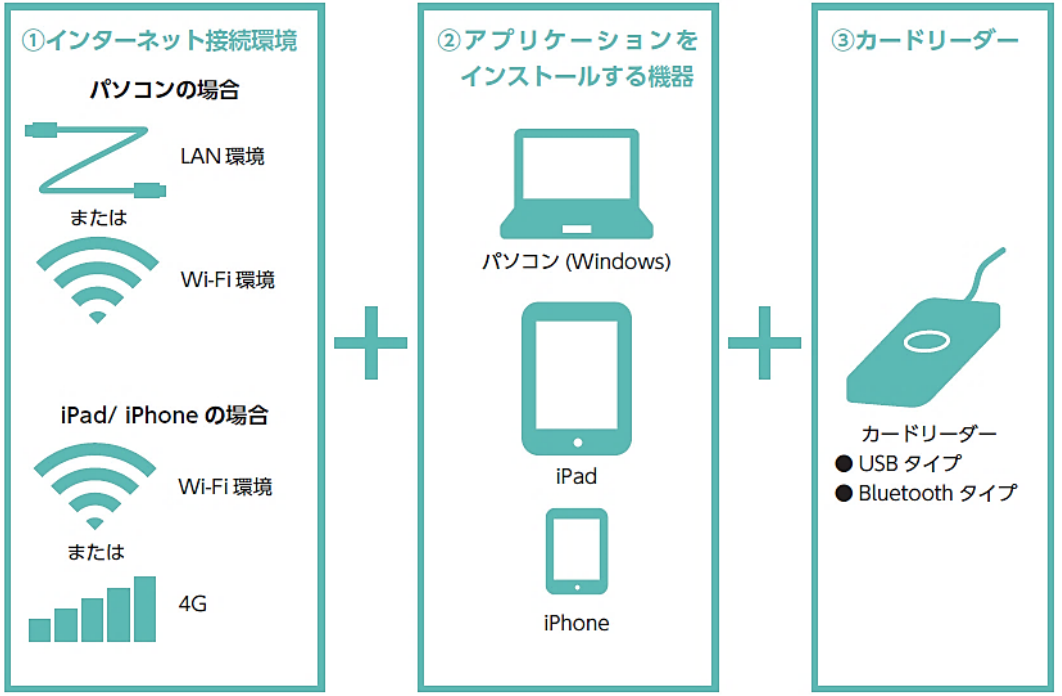

カードリーダー設置イメージ

屋外のため、盗難防止や雨対策の観点から、ガードマンボックスを活用

マンションのリフォーム現場で施工しない部屋の棚に設置
日々、設置箇所を移動するため、きめ細かに周知することが重要

カードリーダーを朝礼会場に持ち込んで、その場でカードをタッチ

安全通路上で、技能者が必ず通る導線上に配置

建設キャリアアップカードをタッチしてください！（音声）

人感センサーによるスピーカーを設置して、技能者に自動呼びかけ

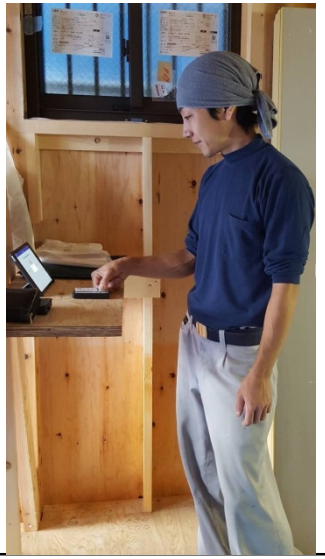

戸建住宅現場の屋内にiPadを設置

建設キャリアアップシステムの料金改定の概要

○ 料金体系を改定し、登録料の値上げを抑え、現場利用に重きを置いたものとする
（CCUSへの加入意欲をできるだけ妨げず、公平性に配慮）。併せて、コスト削減の取組みを実施。

現行

技能者登録
2500円(インターネット申請)
3500円（郵送・窓口申請）

事業者登録　3000円～
現場利用料　3円
ID利用料　月額換算200円

見直し後の料金体系

技能者登録　2段階登録方式を導入
簡略型登録料：**2500円（据置）**
詳細型登録料：**4900円**
（簡略型から詳細型への移行：**差額2400円**）

事業者登録　**2倍**
現場利用料　**10円**
ID利用料　月額換算**950円**　（一人親方は200円据置）
開始時期
2段階登録方式以外：2020年10月1日～
2段階登録方式　：2021年　4月～（予定）

2段階登録方式のイメージ

簡略型2500円
- 本人情報
- 所属先事業者情報
- 健康保険、年金保険、雇用保険
- 建退共加入、中退共加入
- 職種等

差額2400円
- 労災保険特別加入
- 健康診断受診歴
- 保有資格
- 研修受講履歴
- 表彰履歴
- API連携システム情報

詳細型4900円

登録料・利用料金（料金は全て税込）

2020年10月 制度改定後の料金

技能者の登録料

- **簡略型登録料：2,500円（据置）**
  ※簡略型登録はインターネット申請のみ
- **詳細型登録料：4,900円**

(簡略型から詳細型への移行：**差額2,400円**)

※登録は、最初の登録から10年間有効（カードに有効期限を記載）
※更新（再登録）時には、その時点のレベルに従ったカードが交付

- **詳細型登録により、能力評価（レベル判定）への活用が可能（レベル判定料：4000円/回）**
  ※元請事業者にとっては、作業員名簿の記載効率化に資する
- **簡略型登録でも就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、現場での社会保険加入の確認が可能**

事業者の登録料･利用料

①事業者登録料（５年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※5年ごとに更新
※一人親方の方は事業者登録料は無料
※個人事業主の方の登録料は6,000円

②管理者ＩＤ利用料

各事業者は、システムを操作し、情報閲覧、現場登録、施工体制登録等を行うためには、IDが必要。事業者登録時に付与される「事業責任者ID」（無料で付与）に加え、有料の「管理者ID」を取得することで、最大３階層を設け、支店等単位で管理可能

ＩＤ数	料　金
1IDあたり	950/月換算
一人親方	200/月換算

※これとは別に現場管理を行う際に登録現場ごとに付与され、施工体制登録や就業履歴の事後補正等のみに用いる「現場管理者ID」や、下請事業者・技能者の代行申請に用いる「代行登録担当者ID」があり、これらは無料

元請事業者のみ

③現場利用料※元請事業者に対して毎月請求

技能者による就業履歴の蓄積（カードタッチ）１回ごとに料金が発生※
タッチ実績に基づき、建設業振興基金が、元請事業者に対して請求

就業履歴回数	料　金
１回	10 円

※既存民間システムとCCUSの自動連携（API連携）が元請により措置されている現場では、技能者は既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能（この場合も、現場利用料は発生）